

たつの市告示第 18 号

市税に係る電子情報処理組織による申請等に関し、たつの市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 18 年規則第 53 号）第 4 条第 2 項ただし書に規定する市長等が定める当該申請等を行った者であることを確認するための措置を次のとおり定め、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

平成 22 年 3 月 12 日

たつの市長 西 田 正 則

市税に係る電子情報処理組織による申請等に関し、たつの市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則第 4 条第 2 項ただし書に規定する市長等が定める当該申請等を行った者であることを確認するための措置は、次のとおりとする。

申請等を行おうとする者が、税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）を入力して申請等を行うこと。